

○多治見市たじっこクラブの実施に関する条例施行規則

平成28年1月25日教育委員会規則第1号

改正

平成28年12月26日教委規則第12号
平成29年12月26日教委規則第7号
平成30年3月27日教委規則第1号
平成31年2月14日教委規則第2号
令和2年2月17日教委規則第2号

多治見市たじっこクラブの実施に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、多治見市たじっこクラブの実施に関する条例（平成23年条例第29号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、条例第1条に規定するたじっこクラブ（第4条を除き、以下「たじっこクラブ」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

第2条 たじっこクラブの内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用児童の健康管理及び情緒の安定の確保
- (2) 出欠確認を始めとする利用児童の安全確認並びに活動時、来所時及び帰宅時における安全確保
- (3) 利用児童の活動状況の把握
- (4) 遊びの活動への意欲及び態度の形成
- (5) 遊びを通しての自主性、社会性及び創造性の育成
- (6) 連絡帳等を通じた家庭との日常的な連絡及び情報交換の実施
- (7) 家庭及び地域での遊びの環境づくりへの支援
- (8) その他利用児童の健全育成上必要な活動

(実施時間)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める日は、多治見市立小中学校管理規則（平成12年教育委員会規則第6号）第4条第2項に規定する休業日のうち、次に掲げる日とする。

- (1) 土曜日
- (2) 夏季休業日
- (3) 冬季休業日
- (4) 学年末及び学年始休業日
- (5) 校長が特に休業を必要と認め、教育委員会の承認を得た日

(名称等)

第4条 クラブの名称等は、次の表のとおりとする。

クラブの名称	実施場所	定員 (夏季休業日 以外)	定員 (夏季休業 日)
養正小たじっこクラブ	多治見市平野町2丁目80番地（養正小学校内）	85人	105人
精華小たじっこクラブ	多治見市十九田町2丁目119番地（精華小学校内）	185人	205人
共栄小たじっこクラブ	多治見市高田町3丁目646番地（共栄小学校内）	70人	85人
昭和小たじっこクラブ	多治見市平和町4丁目180番地（昭和小学校内）	70人	70人
小泉小第1たじっこクラブ	多治見市小泉町7丁目90番地（小泉小学校内）	110人	145人
小泉小第2たじっこクラブ	多治見市幸町1丁目54番地（多治見市勤労者センター内）	45人	45人

池田小たじっこクラブ	多治見市池田町6丁目25番地（池田小学校内）	110人	120人
市之倉小たじっこクラブ	多治見市市之倉町10丁目381番地（市之倉小学校内）	70人	70人
滝呂小たじっこクラブ	多治見市滝呂町12丁目186番地の4（滝呂小学校内）	130人	170人
南姫小たじっこクラブ	多治見市大藪町1237番地の1（南姫小学校内）	60人	60人
根本小たじっこクラブ	多治見市高根町4丁目6番地の5（根本小学校内）	140人	160人
北栄小たじっこクラブ	多治見市旭ヶ丘10丁目6番地の82（北栄小学校内）	150人	150人
脇之島小たじっこクラブ	多治見市脇之島町7丁目39番地の2（脇之島小学校内）	80人	80人
笠原小たじっこクラブ	多治見市笠原町3387番地の9（笠原小学校内）	70人	70人

（クラブの利用手続）

第5条 条例第7条第1項の利用の申込みは、たじっこクラブ利用申込書（別記様式第1号。以下「申込書」という。）によるものとする。

2 条例第7条第2項の決定は、たじっこクラブ利用決定通知書（別記様式第2号）によるものとする。

（変更の届出等）

第6条 条例第8条第1項の届出は、たじっこクラブ利用者等状況変更届（別記様式第3号）によるものとする。

2 条例第8条第2項の届出は、たじっこクラブ利用休止届（別記様式第4号）又はたじっこクラブ利用終了届（別記様式第5号）によるものとする。

（利用の取消し）

第7条 条例第9条第2号のクラブの運営上支障があるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 連続14日以上無断で欠席したとき。
- (2) 利用負担金を2箇月以上滞納したとき。
- (3) 利用者又は利用児童が、正当な理由がなく活動上の指示に従わないとき。
- (4) 受託法人が管理運営上著しい支障があると認めたとき。
- (5) その他教育委員会が特に必要があると認めたとき。

2 教育委員会は、条例第9条の規定により利用の取消しを決定したときは、たじっこクラブ利用取消通知書（別記様式第6号）により通知するものとする。

（放課後児童支援員）

第8条 障害児がたじっこクラブを利用する場合、多治見市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成27年教育委員会規則第4号の4）第8条第2項の規定により置く放課後児童支援員のほかに、当該障害児を主に担当する放課後児童支援員を置くものとする。

（利用負担金の減免）

第9条 条例第10条第4項の規定による利用負担金の減免は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額を減免するものとする。

- (1) 生活保護を受給している世帯（以下「生活保護世帯」という。） 利用負担金の全額
- (2) 市町村民税が非課税の世帯（以下「非課税世帯」という。） 利用負担金の2分の1（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）
- (3) 未婚のひとり親が属し、特定教育・保育施設等に関する利用者負担額の例により寡婦（夫）控除を適用し市町村民税を算定した結果非課税となる世帯（以下「みなし寡婦（夫）控除を受ける世帯」という。） 利用負担金の2分の1（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた

額)

2 利用負担金の減免を受けようとする者（次項において「申請者」という。）は、たじっこクラブ利用負担金減免申請書（別記様式第7号）及び次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める添付書類を教育委員会に提出するものとする。

（1）生活保護世帯 生活保護決定（変更）通知書又は生活保護受給証明書の写し

（2）非課税世帯 世帯全員の当該年度の市町村民税非課税証明書の写し

（3）みなし寡婦（夫）控除を受ける世帯 世帯全員の当該年度の市町村民税課税証明書等の写し及び戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書

3 教育委員会は、前項の規定により提出された申請書及び添付書類を審査の上、減免の可否について決定し、その結果をたじっこクラブ利用負担金減免決定通知書（別記様式第8号）により、申請者に通知しなければならない。

（利用負担金の還付）

第10条 条例第10条第5項の規定による利用負担金の還付は、当月分の利用負担金を納入している利用者が、当該月において連続して10日（たじっこクラブが行われない日を除く。）以上たじっこクラブを利用しないこととなった場合又は当該月の中途において利用を終了した場合（第6条第2項に規定するたじっこクラブ利用休止届又はたじっこクラブ利用終了届が提出されている場合に限る。）とし、その還付する額は、納入済みの利用負担金から条例第10条第3項ただし書の規定により算出して得た額を減じた額とする。

2 利用負担金の還付を受けようとする利用者（次項において「申請者」という。）は、たじっこクラブ利用負担金還付申請書（別記様式第9号）を教育委員会に提出するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定により提出された申請書を審査の上、還付の可否について決定し、その結果をたじっこクラブ利用負担金還付決定通知書（別記様式第10号）により、申請者に通知しなければならない。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1 この規則は、平成28年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 利用の申込みの受理、利用の決定その他たじっこクラブの実施のために必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

3 第4条の規定にかかわらず、たじっこクラブの利用の申込みに係る児童の数が、同条の表に規定する定員を超える場合において、教育委員会がたじっこクラブの実施について支障がないと特に認める場合においては、当該定員を超える児童に利用させることができる。この場合において、教育委員会は、第4条の表に規定する定員について検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則（平成28年12月26日教委規則第12号）

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

2 利用決定の通知その他たじっこクラブの実施のために必要な準備行為は、この規則の施行の前日においても行うことができる。

附 則（平成29年12月26日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成30年3月27日教委規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年2月14日教委規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月17日教委規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。